

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の考え方

下田市では、これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして静岡県及び下田市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存及び活用に努めてきた。しかし、本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これらの建造物においても適切な保存が求められている。

本計画では、下田市の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域内における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。これにより、指定文化財の保存とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保存を推進する。

2 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、建造物の所有者と協議の上、同意を得られた物件を前提とし、また次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

<指定対象>

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財
- ② 文化財保護法第69条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物内の建造物
- ③ 静岡県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ 下田市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ⑤ 景観法に基づく景観重要建造物及び下田市景観まちづくり条例に基づく登録まち遺産
- ⑥ その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が特に必要と認めたもので、概ね築50年を経過しているもの。

<指定基準>

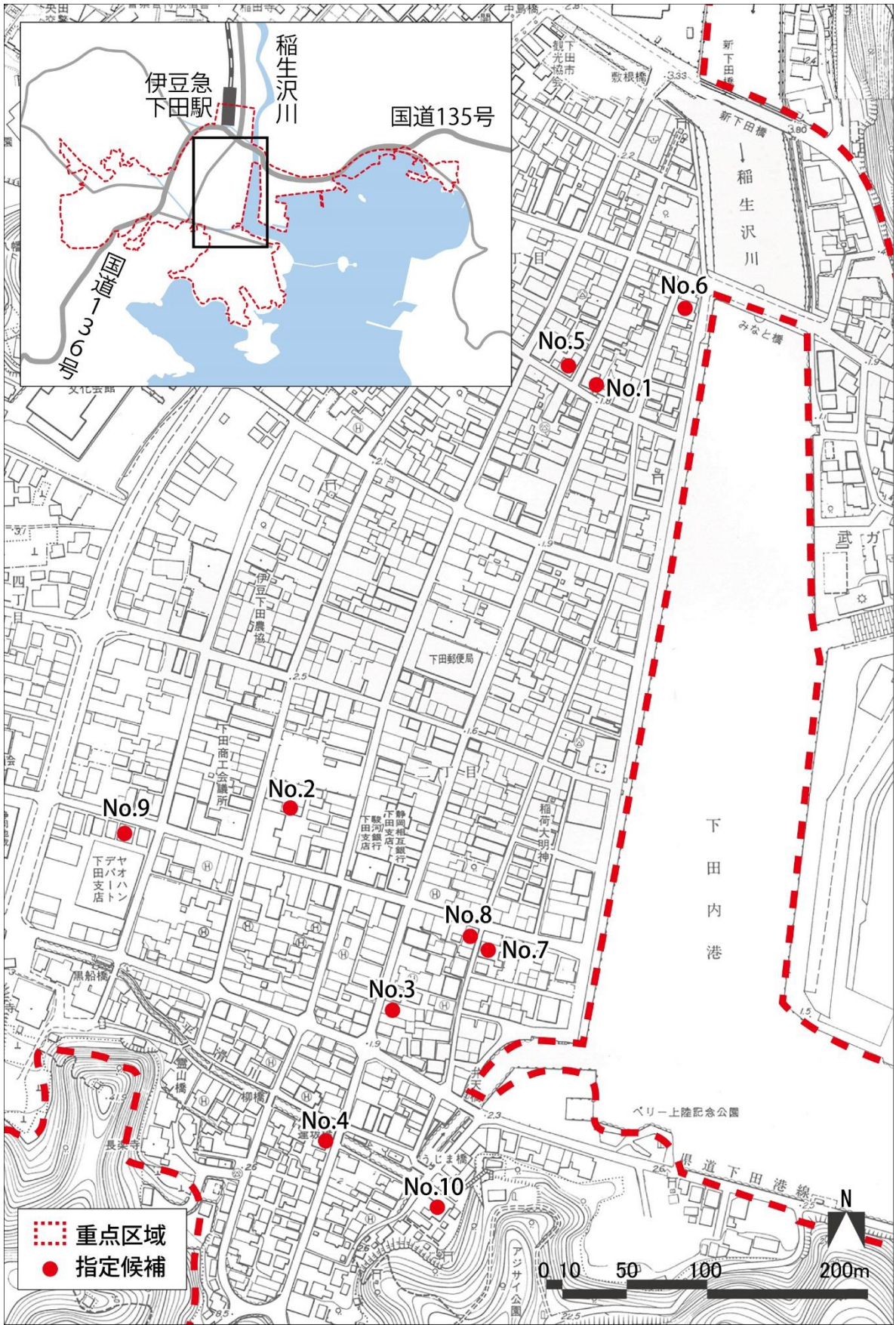
- ① 建造物の形態、意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③ 歴史的なまちなみの構成要素として重要な建造物

3 歴史的風致形成建造物の指定候補

重点区域において、歴史的風致形成建造物の指定候補となる建造物は、以下のとおりである。

No.	名称	指定区分	写真	所有者	所在地
1	さいちゅう 雑 忠	登録 まち 遺産		個人	下田市 一丁目
2	くしだ 櫛田 蔵	登録 まち 遺産		個人	下田市 二丁目
3	あんちよくろう 安直 楼	登録 まち 遺産		個人	下田市 三丁目
4	そうがぼう 草画 房	登録 まち 遺産		個人	下田市 三丁目
5	鈴木邸	登録 まち 遺産		個人	下田市 一丁目

No.	名称	指定 区分	写真	所有者	所在地
6	加田邸	登録 まち 遺産		個人	下田市 一丁目
7	つちとう 土藤商店			個人	下田市 三丁目
8	土藤蔵 ギャラリー			個人	下田市 三丁目
9	平野屋			個人	下田市 三丁目
10	旧澤村邸			下田市	下田市 三丁目



歴史的風致形成建造物の指定候補分布図